

周枳区地区防災計画書



周枳区

令和8年2月吉日 策定

目 次

(本 編)

第1章 総則

- 第1節 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1P
- 第2節 計画の修正と周知徹底・・・・・・・・・・1P
- 第3節 担当する業務の大綱・・・・・・・・・・1P
- 第4節 地区の現状・・・・・・・・・・・・・・・・2P

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災知識普及計画・・・・・・・・・・3P
- 第2節 防災機材（器材）等整備計画・・・・・・・・4P
- 第3節 防災訓練計画と地区内防災調査・・・・・・・・5P

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害対策本部計画・・・・・・・・・・7P
- 第2節 避難対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・9P
- 第3節 地区避難所運営計画・・・・・・・・・・11P

はじめに

この地区防災計画書は、地域の安全と防災意識の向上を目指して作成されています。災害は予測不可能な自然の力から発生することもあり、その被害は甚大なものになることがあります。地域の皆様が共に協力し、備えることで災害に対するリスクを軽減し、迅速かつ適切な対応ができる体制を整備することが重要です。特に

「自助」、自分の命は自分でまもる。

「共助」、地域で助け合い、被害拡大を防ぐ。

このことを目的とし地域の皆様と協力し合いながら、地区防災計画の充実を図り、安全な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

地域の皆様とともに、安全で快適な生活を築いていきましょう。

周枳区防災士 田中 博之

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、当地区にかかる防災に関し計画化を進めることで、区民の防災意識の向上と安心安全を確保するための事項を定め、万全を期することを目的とする。

- 1 当地区にかかる防災に関し、地区役員等の処理すべき事務並びに 業務の大綱を定め、区民の安心安全を確保するための計画
- 2 防災施設や防災資材機材等の新設と調達、地区が実施する各種訓練等の計画
- 3 その他必要な事項

第2節 計画の修正と周知徹底

この計画は、防災会議において毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。また、緊急を要する場合は、ただちに修正する。

なお、この計画は、簡易版を作成し全戸配布により区民への周知を図るほか、各種訓練等によって災害時における対応の習熟や防災意識の向上に努める。また計画の修正の修正を行った場合は、回覧板等により周知をはかる。

第3節 担当する業務の大綱

第1 当地区は、概ね次の事務または業務を処理する。

- ① 地区の防災に関する会議
- ② 防災に関し地区が実施する各種訓練
- ③ 災害等における京丹後市との連絡調整
- ④ 地区避難所開設のための気象（災害）情報の入手
- ⑤ 地区避難所の開設と運営
- ⑥ 地区内における被害調査の実施
- ⑦ 地区災害対策要員（地区役員）の調整
- ⑧ 京丹後市並びに消防署等の行政機関との情報連絡調整
- ⑨ ライフライン関係機関（電気、ガス、電話）との情報連絡調整

第4節 当区の現状

第1 位置・地勢

当地区は、京丹後市の南部京丹後市大宮町の中央東側に位置する（東経135度6分、北緯35度35分）、面積4.09km²、人口1,848人、806世帯（2024年4月1日現在）の集落です。

第2 公的施設等

- ・事務所等 周枳地区事務所、周枳区公民館、周枳区北町公民館
- ・職員体制 区長1名、事務員2名、嘱託員若干名
- ・面積 周枳地区4.09km²
- ・人工 周枳地区1,848人（2024.4.1）
- ・世帯数 周枳地区806世帯（同上）

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 地区防災計画に対する教育

(1) 計画方針

区長等は事務員及び地区役員等に対し、防災研修や防災訓練等を通じて防災知識の向上を図るとともに、あらゆる機会を通じて区民に防災知識を普及し防災意識の高揚を図る。

(2) 区事務員及び区役員等への周知

区長等は地区防災計画が的確かつ有効に活用されるよう、防災に関する研修や講習会を開催し、防災知識の周知に努める。

(3) 区民への周知

区長等は区民に対し防災知識の普及を図るため、回覧板等を用いて周知を図るとともに、防災の心得や注意事項等について注意喚起する。

(4) 普及の方法

地区役員及び区民等に対する防災意識の普及方法は次の通りとする。

- ①行政機関が作成し配布する広報誌やパンフレット等
- ②地区や公民館が作成し配布する刊行物もしくはホームページ等
- ③地区が開催する地区役員会等
- ④地区や公民館等が開催する防災研修会や防災訓練等
- ⑤周知区自主防災会や京丹後市消防団が実施する各種訓練等

第2 防災関係必需品の確保

地区内の全家庭に対し、防災関係必需品や防災緊急用備品の常備化を促し、避難時にはこれら備品等を活用する。

(1) 各家庭が準備する生活必需品

- ①非常持ち出し袋等の必要性について、各種訓練等を通じて周知する。
- ②非常時に備えるべき防災必需品や、非常持ち出し袋に確保すべきものなどについて、訓練や回覧板等を通じて周知する。
- ③避難先で3日分対処できる飲食物の確保を周知する。
- ④携帯電話、ラジオ、懐中電灯等に利用できる簡易バッテリーの確保や購入を推奨する。

(2) 地区が準備するもの

- ①地区避難所運営に必要な日用品を3日分程度備蓄する。
- ②地区避難所運営に必要な炊出し備品等を確保し、炊出し窯等を設置する。
- ③地区避難所運営に必要な発電機を整備し、停電時の電源等を確保する。

第2節 防災資機材（器材）等整備計画

第1 防災資機材等の整備

災害時における区民の安心安全を確保し応急対策を円滑に実施するため、必要な防災機材を地区で順次整備し、有事に際しその機能を発揮できるよう、常時点検整備する。

第2 防災資機材等整備計画

防災資機材の整備に当たっては、区評議員会議等で協議のうえ、年次導入計画を定め、地区が利用する資機材等のうち緊急を要するものから順次整備する。整備した資機材等は、地区役員等が毎年防災訓練時等において点検する。

第3 防災用資機材等の保管

防災用資機材は、地区倉庫および周枳区公民館内に保管する。

また既設の資機材は、防災活動に支障のない範囲内で転用することも可能とする。



第3節 防災訓練計画と地区内防災調査

第1 防災訓練計画

この計画は、当地区における防災体制の整備に必要な防災訓練の実施について、必要な事項を定める。

第2 地区防災訓練

区長は、この防災計画が災害時に十分活用されるよう市や行政機関等と協力し、各防災関係機関との緊密な連携、事務員や地区役員としての実務習得のほか、区民の防災思想の普及を図る。

(1) 机上訓練

あらゆる災害について、被害状況等を想定し地区役員で訓練を実施する。

(2) 想定訓練

あらゆる災害について、被害状況等を想定し実地訓練を実施、机上訓練結果を検証する。

(3) 訓練対象者

訓練対象者は、地区役員関係者を対象とするもの、全区民を対象とするもの、市等の関係機関と合同で実施するものなど、訓練内容によって対象者を区分する。

(4) 自主防災会が実施する訓練

周枳区自主防災会は、自らの組織における訓練を計画する。なお、この訓練に区民の参加を求める場合は、区民と協議し地区役員の協力のもと、区民に周知し訓練を実施する。

第3 地区内防災調査

当地区が把握している災害危険区域について、地区役員や自主防災員が年1回以上防災調査を実施し、区内における危険個所の現状把握に努める。

(1) 防災パトロール

地区役員や自主防災員で区内における災害時に危険が予想される個所の防災パトロールを実施し、区内における危険個所の現状把握に努める。

(2) 防災関係機関への意見照会と回答

防災パトロールを実施する中で、被害の規模が予測できない場合や避難経路に不備がある場合は市役所職員や消防関係者職員に報告し被害予測や対処する方法等についての意見を照会し回答を得る。

(3) 被害想定区域の区民に対する事前連絡

地区役員や自主防災員は、防災パトロール実施後に被害が想定される区域の隣組長に対し被害予測等を連絡するほか、回覧板等にて隣組員に被害等の注意喚起を促す。



第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部計画

第1 災害対策（災害警戒）本部運用計画

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置

次の設置基準を基にする災害対策本部を設置し区長を本部長とする。

(2) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置はおおむね次の基準により設置する。

- ①暴風雨または集中豪雨等のため、地区内に被害が発生したとき
- ②地震または土砂災害等のため、地区内に被害が発生したとき

2 災害対策本部の役割

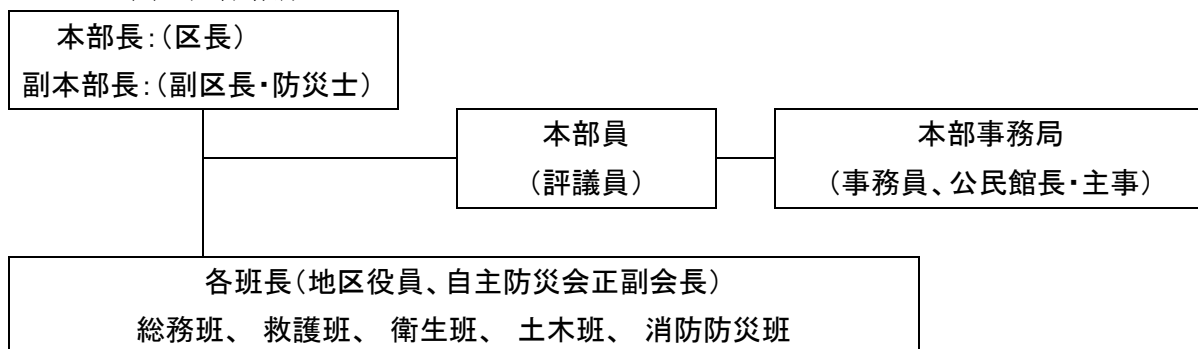
- ①災害対策本部の円滑な運用をはかるため、区長等の本部員は、地区役員及び自主防災会正副会長を班長に指名し、災害対策本部会議を設置する。
- ②地区避難所の開設と運営、閉鎖
- ③市や関係防災機関からの情報収集と、区民が適切に判断するための情報提供
- ④避難情報の把握と避難者の支援

3 災害対策本部の閉鎖

災害対策本部の閉鎖については、区長等が地区役員と協議し決定する。

第2 災害対策本部体制

(1) 組織編成



(2) 地区役員への連絡系統

順位	災害対策本部(区長発信)	
	平常執務時	勤務時間外
1	事務員、防災士(区長から)	事務員、評議員、防災士(区長から)
2	評議員、地区役員、公民館長・主事 (事務員から)	地区役員、公民館長・主事 (事務員から)

《注意》順位に基づき連絡すること

(3) 連絡方法

伝達方法は、前記(2)の系統に基づき、携帯電話、固定電話により行うものとする。電話等が不通の場合は直接連絡するものとする

(4) 組織体制

区分	地区役員名	事務分掌(業務内容)
本部長	区長	災害対策本部統括
副本部長	副区長・防災士	同上統括補助と地区避難所運営
本部員	評議員	・区長等が命令する本部に関する全ての事務 ・避難行動要支援者に関する確認統括
	事務職員	・地区避難所の開設運営と閉鎖
	公民館長	・市や関係防災機関との連絡調整に関する統括
	公民館主事	・班長との連絡調整に関する統括 ・緊急情報の入手と対応 ・地区内放送に関する統括 ・消防団との連絡調整に関する統括 ・自主防災会との連絡調整に関する統括
	各班長	総務班
	救護班	・地区避難所の救護運営に関すること ・避難所の飲食材の確保に関すること
	衛生班	・地区内上下水道の被害調査に関すること ・避難所の環境衛生に関すること ・し尿処理やごみ等の要望聞き取りに関すること
	消防防災班	・消防団との連絡調整に関すること ・自主防災会員への連絡調整に関すること ・地区内初期消火や避難誘導に関すること
	土木班	☆災害が落ち着いてきてからの業務 ・地区内山・崖崩れの被害調査に関すること ・地区内道・水路の被害調査に関すること

第3 地区防災会議

1 防災会議の開催

周枳区民の地域防災力の向上ならびに良好な地域社会の維持及び形成を図るため、定期的に地区役員等で組織する防災会議を開催し、必要な事項を協議する。

(1) 会議の運営

防災会議は災害対策本部の委員で運営する

(2) 協議事項

- ①周枳地区防災計画の見直しと修正
- ②地区が実施する防災訓練計画の策定
- ③防災パトロールなど区民の安心安全の確保

第2節 避難対策計画

第1 計画方針

この計画は、地区内における災害危険区域にある区民を避難させるための、迅速かつ円滑な避難方法などについて定める。

第2 避難行動

避難情報に基づき、区民は次の避難行動をとるものとする。

(1) 警戒レベル3（高齢者等避難）

地区内の高齢者、障害者などとその支援者は、危険な場所から地区避難所や指定避難所へ避難行動を開始します。

なお地区避難所は、この情報に基づき開設することとしています。

(2) 警戒レベル4（避難指示）

危険区域に住む方は全員速やかに避難するとともに、そのいとまが無い時は少しでも命が助かる可能性が高い場所や自宅内のより安全な場所に避難してください。

(3) 警戒レベル5（緊急安全確保）

すでに災害が発生し命が危険な状況です。命を守るための最善の行動をとってください。



大宮町周枳区水害等避難行動タイムライン【浸水害・土砂災害】

気象・水害情報(注1)

京丹後市の動き

地域の動き

要配慮者・住民の動き

大雨・洪水・高潮注意報

<警戒レベル2>

大雨の状況確認開始
【情報の入手先】
・避難情報：防災行政無線

大雨の状況確認開始
【情報の入手先】
・避難情報：防災行政無線

市役所・消防団等との情報共有

避難経路の確認
防災グッズ（避難時持ち出し品）の準備
自宅の浸水対策・車や家財の避難
要配慮者の自主避難又は避難の準備(注2,注3)

<スイッチ1>
●警戒レベル3 高齢者等避難

<警戒レベル3>
●高齢者等避難の発令
(注4,注5)

区長が、スイッチ1を確認した後、連絡網を活用し、
評議員・副議長へ連絡
民生児童委員・評議員・副議長が、戸別訪問し
避難の呼びかけを行う

要配慮者の避難開始(注2)
要配慮者以外の避難の準備、必要に応じた
自主避難の開始(注2)

大雨警報
洪水警報

●指定緊急避難場所の開設
①大宮第一小学校(体育館)
②大宮中学校(体育館)

地区避難所の開設
地区避難所：周枳公民館
開 演 室：区長・事務員

指定緊急避難場所：①大宮第一小学校(体育館)
②大宮中学校(体育館)
次善の避難場所：周枳公民館、北町公民館、
自宅の2階

<スイッチ2>
●警戒レベル4 避難指示

<警戒レベル4>
●避難指示の発令(注5)

区長が、スイッチ2を確認した後、連絡網を活用し、
評議員・副議長へ連絡
民生児童委員・評議員・副議長が、避難の呼びかけを行う

要配慮者以外の避難開始(注2)
指定緊急避難場所：①大宮第一小学校(体育館)
②大宮中学校(体育館)
次善の避難場所：周枳公民館、北町公民館、
自宅の2階

土砂災害警戒情報

警戒レベル4までに必ず避難！

大雨特別警報(浸水害・土砂災害)
記録的短時間大雨情報

<警戒レベル5>
●緊急安全確保の発令(注6)

命の危険 直ちに安全確保！

最終的な命を守る危険回避行動(全員)
※自宅の2階の山から離れた部屋等へ
避難可能であれば、周りの状況に十分注意
し、次善の避難場所へ移動

避難指示等の解除

■帰宅

■帰宅

情報の入手先

注1：気象・水害情報に関する発表等のタイムラインについては、地図・表裏によって異なります。
注2：外出することが危険な場合（土砂が流れ始めている場合や周囲の場合等）は、屋内の、山や斜面から離れた、より高い階へ避難しましょう。
注3：指定緊急避難場所が開設された場合、スイッチの状況にかかわらず、自主的に避難することが出発します。
注4：気象状況に応じて、避難準備・高齢者等避難の発表を早める、もしくは避難指示を早める場合があります。
注5：スイッチの状況が短くならなかった場合や、スイッチによって避難しなかった場合等には、ここで避難する必要はありません。
注6：市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5「緊急安全確保」は必ず発令されるものではありません。

あなたの街の防災情報



せょうと危機管理WEB



京都府河川防災情報



第3節 地区避難所運営計画

第1 計画方針

区長が地区避難所を開設した場合の運営計画を定め、区民が地区避難所において安心安全に過ごすための運営方法を定める。

第2 地区避難所の開設

区長は、市が発令する警戒レベル3（高齢者等避難）情報を基準とし地区避難所（周枳区公民館、北町公民館）を開設する。

事務員は避難所開設状況（開設日時、避難者名、避難者数）を避難者カードに記録し避難者数を把握する。

第3 地区避難所の運営

地区避難所を開設した場合の施設責任者は区長とし、地区役員は区長指揮のもとそれぞれの役割に応じた地区避難所の運営に当たる。

なお、地区避難所運営に当たっては、地区災害対策本部が開催する会議にて、その運営方法を定める。



周枳区地区防災計画書

資料編

目 次

1 資料

資料 1 周枳区防災会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P

資料 2 周枳区自主防災会規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2P

資料 2 周枳区自主防災会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3P

資料 3 資機材リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4P

資料 4 地区内 浸水想定図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5P

資料 5 ため池安心安全マップ（幾坂池、堤谷池）・・・・・・・・ 6P

資料 6 避難行動タイムライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P

資料 1

周枳区防災会議設置要綱

(目的)

第 1 条 周枳区防災会議（以下「防災会議」という。）を設置し、周枳区民の安心安全で、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 周枳区地区防災計画を作成し、その実施を推進すること。

(2) 当地区に係る災害が発生した場合において、当該災害に関し防災会議が必要とする事務。

(組織委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

1 会長は、区長をもって充て、会務を掌理する。

2 副会長は副区長並びに防災士をもって充て、防災会議の議事進行を行う。また会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員は、次の各号に挙げるものをもって充てる。

(1) 副区長以外の評議委員

(2) 周枳区職員

(3) 周枳区・公民館に所属の各組織代表者

(4) 周枳区自主防災会から区長が任命するもの

(5) 京丹後市消防団大宮方面隊第 4 分団第 1 部から区長が任命するもの

(6) 周枳区民生児童委員から区長が任命するもの

(7) 前各号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認めるもの

(任期)

第 4 条 防災会議の区役員及びその他の委員の任期は、当該組織の任期とする。

(事務局)

第 5 条 防災会議の事務局は、周枳区事務所内に置く。

備考①防災会議委員は災害発生時、災害対策本部委員とする。

②防災会議委員は地区役員とする。

付則

この要綱は、令和 7 年 月 日より施工する。

周枳区自主防災会規約

(名称)

第 1 条 この会は「周枳区自主防災会」(以下本会という)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は京丹後市大宮町周枳 643 番地、周枳区事務所に置く。

(目的)

第 3 条 本会は区民の隣組共同の精神に基づく自主的の防災活動を行うことにより、火災、自然災害等による被害の防止及び軽減を図る活動を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、活動範囲は原則として周枳地区内とする。

- (1) 防災に関する知識の普及活動を行う
- (2) 災害発生時における各種応急
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(組織委員)

第 5 条 本会の会員は、会長及び委員をもって組織し、本会の趣旨に理解ある区民をもって構成する。

- (1) 会長 本会を代表し会務を統括運営する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時は会長代理を務める

(任期)

第 6 条 役員任期は 2 年とする。但し再任は妨げない。

(その他)

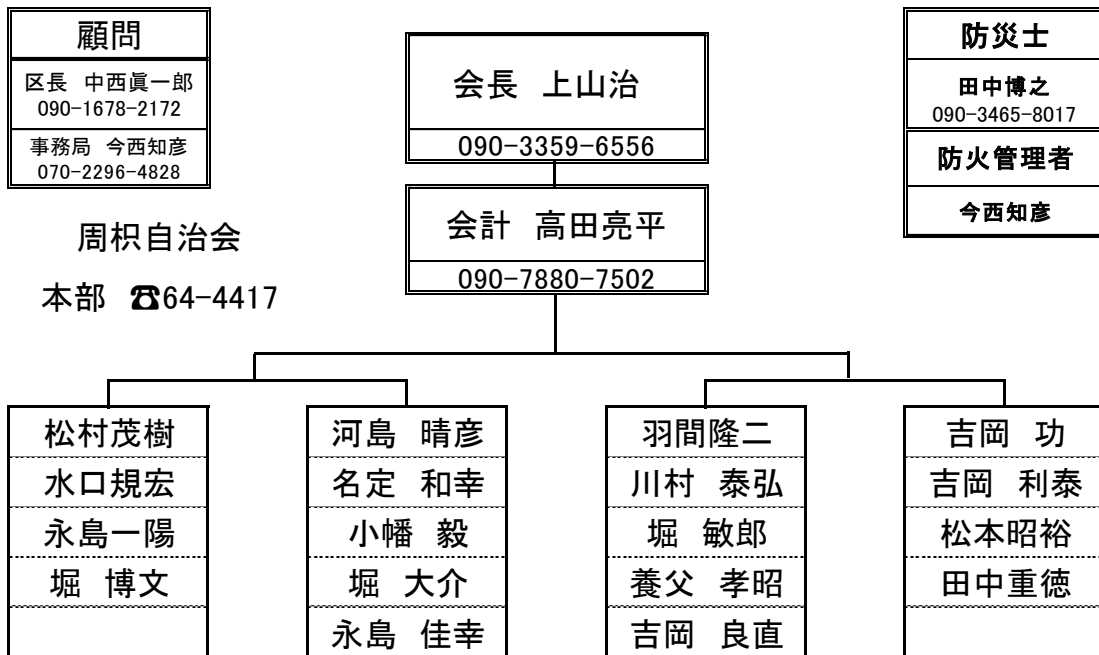
第 7 条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議の上定める。

付則

- ①この規約は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- ②令和 7 年 月 日に規約改定を行う。

周枳区自主防災会 組織編成図

令和7年度版



第 4 防災用資機材の一覧

(1) 地区倉庫内

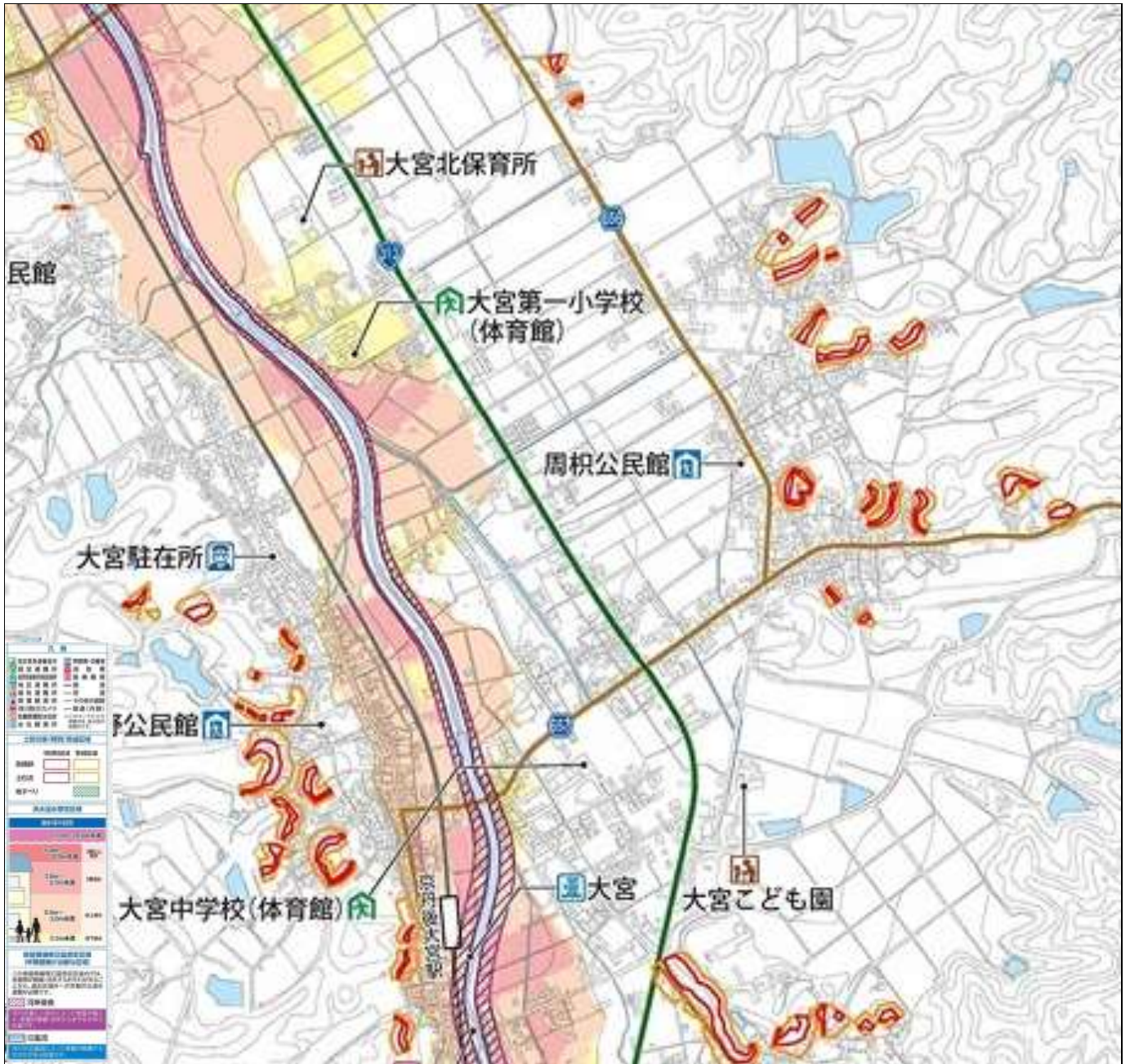
NO.	道具名	数	備考	NO.	道具名	数	備考
1	草刈り機	9	ハンディタイプ	16	ジョレン	7	
2	草刈り機	2	背負い	17	鎌	3	
3	チェーンソー	4		18	レーキ	3	
4	杭打ち機	1		19	携帯缶	2	混合油 20L
5	ブローア	1		20	携帯缶	1	ガソリン 20L
6	インパクトドライバー	1	バッテリー1	21	同長靴	3	
7	グラインダー	1	AC	22	バーナーヘッド	4	
8	番線カッター	1		23	脚立	2	大1/小1
9	ゲンノウ	4	大2/小2	24	噴霧器	1	
10	鶴嘴	1		25	メッシュ罫	8	
11	トグワ	1		26	たも	3	
12	かけや	2		27	電動カッター	1	庭木剪定用
13	スコップ	9	角スコップ	28	竹ぼうき	7	
14	スコップ	5	剣先スコップ	29	ぼうき	4	大小
15	スコップ	1	三角(小)	30	携帯缶	2	混合油 10L

(2) 講堂倉庫

NO.	道具名	数	備考	NO.	道具名	数	備考
1	簡易テント(大)			11			
2	簡易テント(中)			12			
3	LED照明			13			
4	延長コード			14			
5	簡易長椅子			15			
6	パイプ椅子			16			
7	丸椅子			17			
8	折畳机			18			
9				19			
10				20			

(3) 北町公民館

NO.	道具名	数	備考	NO.	道具名	数	備考
1	拡声器			11			
2	懐中電灯			12			
3	赤色誘導灯			13			
4	脚立			14			
5	コードリール			15			
6	軍手			16			
7				17			
8				18			
9				19			
10				20			





大宮町周枳区水害等避難行動タイムライン【浸水害・土砂災害】

気象・水害情報(注1)	京丹後市の動き	地域の動き	要配慮者・住民の動き
大雨・洪水・高潮注意報	<p><警戒レベル2></p> <p>■大雨の状況確認開始 【情報入手先】 防災行政無線 ・ 避難情報 : 防災行政無線</p> <p>■市役所・消防団等との情報共有</p>	<p>■大雨の状況確認開始 【情報入手先】 防災行政無線 ・ 避難情報 : 防災行政無線</p> <p>■避難経路の確認 ■防災グッズ(避難時持ち出し品)の準備 ■自宅の浸水対策・車や家財の避難 ■要配慮者の自主避難又は避難の準備(注2、注3)</p>	
<p><スイッチ1> 高齢者等避難 ●警戒レベル3</p> <p>大雨警報 洪水警報</p>	<p><警戒レベル3> ●高齢者等避難の発令 (注4、注5)</p> <p>■区長が、スイッチ1を確認した後、連絡網を活用し、 評議員・副組長へ連絡</p> <p>■民生児童委員・評議員・副組長が、戸別訪問し 避難の呼びかけを行う</p> <p>■地区避難所の開設 地区避難所 : 周枳公民館 開設 : 区長 運営 : 区長・事務員</p>	<p>■要配慮者以外の避難開始(注2) ■要配慮者以外の避難の準備、必要に応じた 自主避難の開始(注2)</p> <p>指定緊急避難場所 : ①大宮第一小学校(体育館) ②大宮中学校(体育館)</p> <p>次善の避難場所 : 周枳公民館、北町公民館、 自宅の2階</p>	
<p><スイッチ2> 避難指示 ●警戒レベル4</p> <p>土砂災害警戒情報</p>	<p><警戒レベル4> ●避難指示の発令(注5)</p> <p>■区長が、スイッチ2を確認した後、連絡網を活用し、 評議員・副組長へ連絡</p> <p>■民生児童委員・評議員・副組長が、避難の呼びかけを行う</p>	<p>■要配慮者以外の避難開始(注2) 指定緊急避難場所 : ①大宮第一小学校(体育館) ②大宮中学校(体育館)</p> <p>次善の避難場所 : 周枳公民館、北町公民館、 自宅の2階</p>	
大雨特別警報(浸水害・土砂災害) 記号的短時間大雨情報	<p><警戒レベル5> ●緊急安全確保の発令(注6)</p> <p>避難指示等の解除</p>	<p>命の危険 直ちに安全確保!</p> <p>■帰宅</p>	<p>■最終的な命を守る危険回避行動(全員) ※自宅の2階の山から降れた崩壊等へ 避難可能であれば、周りの状況に十分注意 し、次善の避難場所へ移動</p> <p>■帰宅</p>

警戒レベル4までに必ず避難!

注1: 気象・水害情報に関する発表等のタイムリંગについては、地域・事象によって異なります。
注2: 外出することが危険な場合(土砂が固れ始めている場合や堤防の場合等)は、屋内の、山や斜面から離れた、より高い階へ避難しましょう。
注3: 指定緊急避難場所が開設された場合、スイッチの状況にかかわらず、自主的に避難することがあります。
注4: 気象状況に応じて、避難準備・高齢者等避難の発表を早める、もしくはは避難指示を発表する場合があります。
注5: スイッチの状況が起らなかった場合や、スイッチによって避難しなかった場合等には、ここで避難する必要があります。
注6: 市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5「緊急安全確保」は必ず発令されるものではありません。

情報の入手先

あなたの家の防災情報

きょうと危機管理センター

京都府河川防災情報

防災気象情報の入手方法



気象庁 <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



<https://www.data.jma.go.jp/kyoto/>

京都地方気象台HP



京都府の天気予報・週間天気予報



https://www.jma.go.jp/bosai/forecast/#area_type=offices&area_code=260000

京都府の早期注意情報・気象警報・
注意報・土砂災害警戒情報

https://www.jma.go.jp/bosai/warnin/#area_type=offices&area_code=260000&lang=ja



京都府の雨雲動き・キキクル（危険度分布）

https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=offices&area_code=260000

